安全対策会議用資料

横断歩道付近等における交通ルール（道路交通法第38条等）

運転者のルール

横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは、**横断する人や自転車がいないことが明らかな場合の他**は、その**手前で停止できるように速度を落として**進まなければなりません。
また、**歩行者や自転車が横断している時**や**横断しようとしている時**は、横断歩道や自転車横断帯の手前（停止線があるときは、その手前）で**一時停止**をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。

横断歩道や自転車横断帯の手前で**止まっている車**があるときは、そのそばを通って**前方に出る前に一時停止**をしなければなりません。

横断歩道や自転車横断帯とその手前から**30メートル以内**の場所では、ほかの車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。

横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に**５メートル以**内の場所では、**駐車も停車**もしてはいけません。
ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合は別です。

要注意

令和6年度横断歩道における車の停止率ワースト1は富山県